平成１６年８月
警察庁交通局

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令等について

１　道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

道路交通法の一部を改正する法律の附則により、公布後６月以内に施行することとされた事項の施行期日を平成１６年１１月１日とする。

（参考）公布後６月以内に施行することとされた事項

○　レッカー移動した車両の売却までの期間の短縮（３月→１月）

○　暴走族対策（集団暴走行為、騒音運転等及び消音器不備に対する罰則の見直し）

○　携帯電話等の使用等に対する罰則の追加（５万円）

○　飲酒検知拒否に対する罰則の引き上げ（５万円→３０万円）

２　道路交通法施行令の一部を改正する政令

（１）携帯電話等の使用等に係る点数及び反則金の額

○　携帯電話等を手で持って、通話のために使用したり、画像を注視する行為（罰則なし→５万円以下の罰金）に対し、運転免許の行政処分の基礎点数として１点を付することとする。

○　上記の行為に対する反則金の額を次のとおりとする。

違反車両の種類	大型自動車等	普通自動車・自動二輪車	原動機付自転車等
反則金の額	７千円	６千円	５千円

（２）騒音運転等及び消音器不備に係る反則金の額

○　騒音運転等（罰則なし→５万円以下の罰金）及び消音器不備（２万円以下の罰金又は科料→５万円以下の罰金）に対する反則金の額を次のとおりとする。

違反車両の種類	大型自動車等	普通自動車・自動二輪車	原動機付自転車等
反則金の額	７千円	６千円	５千円

３　その他関係法令等の規定の整備

改正法の施行に伴い、次の内閣府令等について、条項番号の変更など所要の改正を行う。

①　道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

②　指定車両移動保管機関等に関する規則の一部を改正する規則

③　交通の方法に関する教則の一部を改正する告示

（参考）「道路交通法施行令改正試案」に対する意見募集の結果

７月９日から８月９日までの間、パブリックコメントを実施し、期間中１，２９９件の意見が寄せられた。詳細は、別添のとおり。

平成１６年８月
警察庁交通局

「道路交通法施行令改正試案」に対する意見の募集結果について

警察庁は、平成１６年７月９日（金）から同年８月９日（月）までの間、「道路交通法施行令改正試案」に対する意見の募集を行いました。

寄せられた主な御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別添（「道路交通法施行令改正試案」に対して寄せられた主な御意見及びこれに対する警察庁の考え方について）のとおりです。

また、集計の詳細については、別紙（「道路交通法施行令改正試案」パブリックコメント集計結果）を御参照ください。

（参考）

寄せられた御意見の総数　１，２９９件

（内訳）

電子メール	９１８件（７０．７%）
ＦＡＸ	２１５件（１６．５%）
郵送	１６６件（１２．８%）

別紙

「道路交通法施行令改正試案」パブリックコメント集計結果

1　携帯電話等の使用等に係る反則金の額について

試案が妥当	１３３　件（　１３．０%）
試案より厳しく	５５３　件（　５３．８%）
試案より緩やかに	１０　件（　　１．０%）
その他の感想等	３３１　件（　３２．２%）
合　　　計	１０２７　件（１００．０%）

2　携帯電話等の使用等に係る基礎点数について

試案が妥当	９１　件（　２２．９%）
試案より厳しく	２２５　件（　５６．５%）
試案より緩やかに	２０　件（　　５．０%）
その他の感想等	６２　件（　１５．６%）
合　　　計	３９８　件（１００．０%）

3　騒音運転等に係る反則金の額について

試案が妥当	４４　件（　２０．８%）
試案より厳しく	１４１　件（　６６．５%）
試案より緩やかに	０　件（　　　　０%）
その他の感想等	２７　件（　１２．７%）
合　　　計	２１２　件（１００．０%）

4　消音器不備に係る反則金の額について

試案が妥当	４６　件（　１９．７%）
試案より厳しく	１３７　件（　５８．８%）
試案より緩やかに	０　件（　　　　０%）
その他の感想等	５０　件（　２１．５%）
合　　　計	２３３　件（１００．０%）

※１　個別項目の集計に当たっては、複数の項目に関する意見を含む場合には、重複して計上しています。

※２　割合（%）は小数点第二位を四捨五入したものです。

平成１６年８月
警察庁交通局

「道路交通法施行令改正試案」に対して寄せられた主な御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

１　携帯電話関係

(1)　携帯電話等の使用等に係る反則金の額について

この項目に対する主な御意見としては、

○　他の違反と比較して妥当な額

といった試案に賛成する御意見があったほか、「試案より厳しく」との立場から、

○　死亡事故につながる危険性にかんがみれば甘い

○　１００万円くらいでよい

といった御意見、他方、「試案より緩やかに」との立場から、

○　運転中の携帯電話は危険だが、反則金は高すぎる

といった御意見がありました。

反則金の額は、それが納付されることにより公訴を提起されないで事件が処理されることとなることから、行為の危険性や法益侵害の大小に応じて、現実の科刑額を参考として定めることとされています。

改正道路交通法においては、自動車又は原動機付自転車の運転中（停止しているときを除きます。）に、携帯電話等を手で持って、通話したり、メールの送信等のために携帯電話等の画像を注視した者に対して、５万円以下の罰金を科すこととされました。

この携帯電話等の使用等に係る違反については、今回の法改正により新たに罰則の対象とされることから、これまでの科刑実績はありませんが、道路交通法において罰則が５万円以下の罰金とされている違反行為に対する反則金の額が大型７千円、普通車及び二輪車６千円、原付車５千円とされていることとの均衡を考慮すれば、携帯電話等の使用等に係る反則金の額についても大型車７千円、普通車及び二輪車６千円、原付車５千円とすることが適当であると考えています。

(2)　携帯電話等の使用等に係る基礎点数について

この項目に対する主な御意見としては、

○　妥当な点数

といった試案に賛成する御意見があったほか、「試案より厳しく」との立場から、

○いきなり免許取消しにすべき

といった御意見、他方、「試案より緩やかに」との立場から、

○事故が起きていないのなら０点でよい

といった御意見がありました。

今回の改正において、携帯電話等の使用等に関し、新たに罰則を科すこととした趣旨を踏まえれば、携帯電話等を手で持って、通話したり、メールの送信等のために携帯電話等の画像を注視する危険な行為に対しても、運転免許の行政処分に関する基礎点数を付することが適当であると考えています。

この場合の点数については、現行の規定により、携帯電話等の使用等を行い、よって交通の危険を生じさせた場合に、基礎点数２点を付することとされていることを考慮すれば、１点とすることが適当であると考えています。

２　暴走族対策（騒音運転等及び消音器不備に係る反則金の額について）

この項目に対する主な御意見としては、

○　反則金の引き上げは効果があると思う

といった試案に賛成する御意見があったほか、「試案より厳しく」としての立場から、

○　暴走族の騒音運転等は非常に迷惑であり、試案は生ぬるい

といった御意見がありました。

上記１（１）のとおり、反則金の額は、それが納付されることにより刑事裁判を受けないで事件が処理されることとなることから、行為の危険性や法益侵害の大小に応じて、現実の科刑額を参考として定めることとされています。

騒音運転等の規定については、従来、その違反行為に対して基礎点数２点を付することとされていたのみで、罰則は設けられていませんでしたが、今回の法改正により、５万円以下の罰金を科すこととされました。

消音器不備の規定の違反については、従来、罰則は２万円以下の罰金又は科料、反

則金の額は大型車６千円、普通車又は二輪車４千円、原付車３千円とされていましたが、今回の法改正により、罰則が５万円以下の罰金に引き上げられました。

　騒音運転等及び消音器不備に対する反則金の額については、携帯電話の使用等に係る反則金の額と同様に、道路交通法において罰則が５万円以下の罰金とされている他の違反行為に対する反則金の額との均衡を考慮し、大型車７千円、普通車及び二輪車６千円、原付車５千円とすることが適当であると考えています。